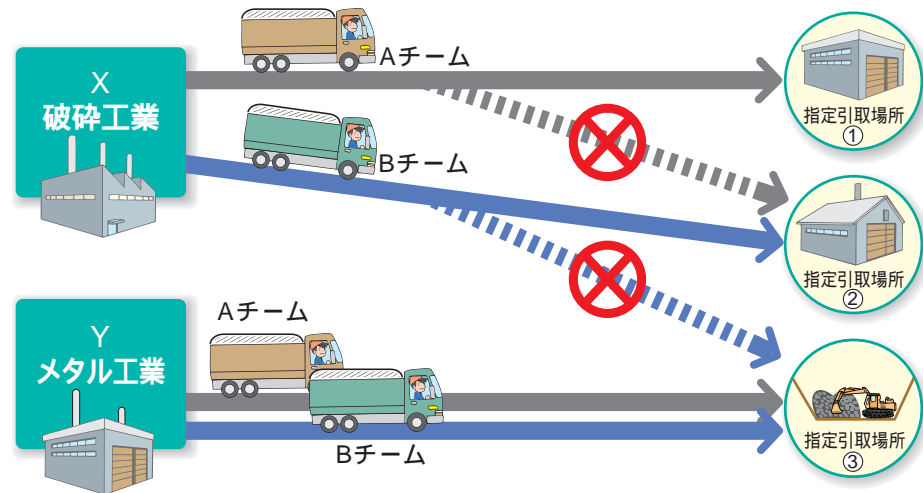


第6章 ASR 指定引取場所

1. ASR 指定引取場所とは

自動車メーカー等がASRを引き取るために、予め指定する場所です。
各チームがシュレッダー業者ごとにASR再資源化施設や埋立処分場等を指定引取場所として指定します。
(法第21条)

(1) 指定引取場所と破碎業者の関係



【例1】
X 碎破工業は、チームごとに違う指定引取場所が指定されています。この場合、チームが指定した指定引取場所以外への運搬(図中の破線)はできません。

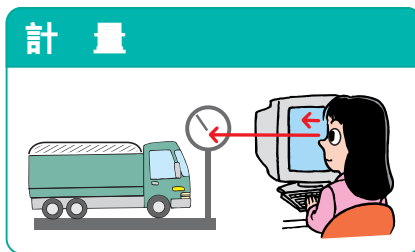
【例2】
Yメタル工業は、各チームが共通の指定引取場所を指定しています。この場合も、両チームのASRを別々に運搬する必要があります。

指定引取場所は、定期修理や故障のため、受入れを停止する場合があります。
このような緊急時に備えて、シュレッダー業者ごとに複数の指定引取場所を指定します。

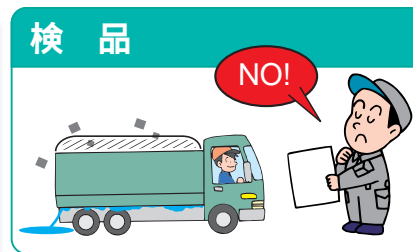
(2) 指定引取場所の役割

指定引取場所では、各チームとの緊密な連絡の下で、引取基準への適合を確認する計量、検品業務と、電子マニフェストによる移動報告を行います。搬入されたASRが引取基準に適合しないことが判明した場合、引取りを拒否する場合があります。

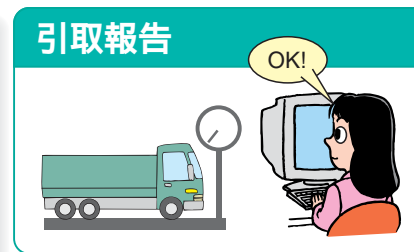
(28ページをご覧ください)



ASR積載トラック重量の計量、電子マニフェストによる引渡報告の有無、報告内容との整合性などを確認します。



搬入されたASRの引取基準への適合(性状・荷姿等)を確認します。



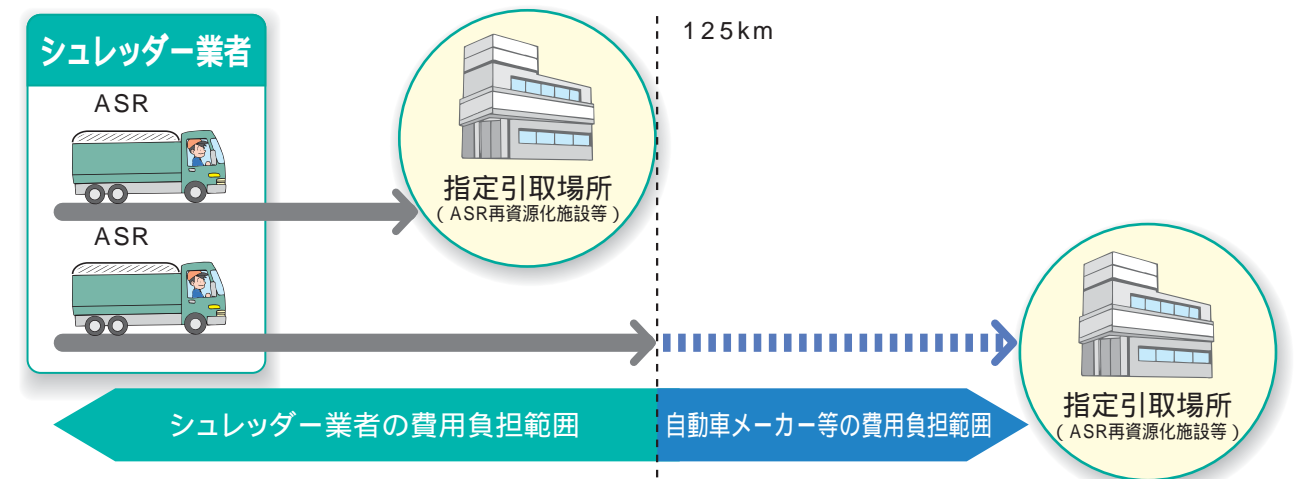
引き取ったASR実重量を電子マニフェストに入力した後、引取報告を行います。

2. ASR 指定引取場所までの運搬と費用分担

ASR 指定引取場所までの運搬距離が片道で125kmを超えるシュレッダー業者については、遠距離運搬業者として指定します。
ASR 指定引取場所までの運搬は、トラックの手配等を含めシュレッダー業者が主体となります。

(1) 運搬費負担の原則と自動車メーカー等負担

- ASR 指定引取場所までの運搬費は、原則としてシュレッダー業者の負担となります。
- ASR 指定引取場所へのASR 運搬トラック等の運搬距離が片道125kmを超えた場合には、下図のとおり125km以遠の往路の運搬費を自動車メーカー等が負担します。



125 km 以遠運搬費算出方法

$$125\text{km以遠の運搬費(円/回)} = \frac{\text{全運搬距離(片道)} - 125\text{km}}{\text{全運搬距離(片道)}} \times \text{全運搬距離(片道)の運搬費}$$

全運搬距離(片道)の運搬費: 指定引取場所までの運搬費は、シュレッダー業者とチームごとに打合せの上、設定します。

(2) 支払いの方法

- 自動車メーカー等(チーム)は、上記の125km以遠の運搬費について以下の方法でお支払いする予定です。
- 毎月末日に運搬回数を締めて翌月初に計算の上、翌月末にお支払いします。
125km以遠の運搬費 × 運搬回数
 - チームごとにまとめてシュレッダー業者の指定金融機関口座に振込みます。